

令和元年12月19日

北海道内国管理4空港特定運営事業等、旭川空港運営事業等、帯広空港運営事業等 及び女満別空港特定運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、北海道内国管理4空港特定運営事業等、旭川空港運営事業等、帯広空港運営事業等及び女満別空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

北海道内の7空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港（以下「道内7空港」という。))は、北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港として、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有しています。

本事業は、道内7空港の各空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させ、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：北海道エアポート株式会社

※ 北海道エアポート株式会社は、北海道空港株式会社を代表企業として、三菱地所株式会社、東急株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、北海道電力株式会社、株式会社サンケイビル、日本航空株式会社、ANAホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、三菱商事株式会社、岩田地崎建設株式会社、株式会社道新サービスセンター、株式会社電通、大成コンセッション株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社が出資し設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上